

社会福祉法人 神戸福生会

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸福生会（以下、「法人」という。）の定款第9条並びに第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用並びに退職慰労金に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で、週3日以上勤務する者をいう。常勤役員及び使用人兼務役員以外の役員を非常勤役員という。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む）、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- (4) 監事監査とは監事により決算前に行われる監査業務とする。

(報酬等の種類)

第3条 常勤役員に対する報酬月額は、別表1に定める額で、評議員会で議決された額を支給する。

- 2 非常勤役員等（監事を除く）に対する報酬は、別表2で定める額を支給する。
- 3 監事に対する報酬は、別表3で定める額を支給する。
- 4 使用人兼務役員は、支給しない。
- 5 役員等の退職慰労金は、役員等退職慰労金規定に準じて支給する。

(半期手当)

第4条 半期手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在籍する常勤役員に支給し、非常勤役員等には支給しない。

- 2 半期手当の支給日は、給与規程第27条第4項に準ずるものとする。
- 3 半期手当の額は、常勤役員が受けるべき報酬月額に、給与規程で定める一般職員に支給する賞与の支給割合に準ずる割合を乗じた額とする。

ただし、支給割合は、法人の経営状況、社会経済状況を勘案し、理事長が減率を決裁することができるものとする。

(報酬の支払い方法等)

第5条 役員等の報酬は、その金額を現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 支払日は給与規程第 27 条に準ずるものとする。

(報酬の日割り計算等)

第 6 条 新たに常勤役員となった者には、その日から月額報酬を支給する。

- 2 常勤役員が離職した時は、その日まで月額報酬を支払う。
- 3 常勤役員が死亡した時は、その月まで月額報酬を支払う。
- 4 第 1 項で支給する場合であって、月の初日から支給しない場合またはその期間の末日まで支給しない場合の月額報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(控 除)

第 7 条 常勤役員の報酬から控除されるものは給与規定第 4 条を準用する。

- 2 非常勤役員等の報酬から控除されるものは所得税とする。

(出張旅費その他の費用)

第 8 条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、申請に基づき事前に支払うことができる。なお、前払いを受けた役員等は職務執行完了後、遅滞なく清算しなければならない。

2 常勤役員の出張の場合、旅費規定に準じ日当及び宿泊手当を支給する。また、常勤役員の日当及び宿泊手当については旅費規定の別表 (I) を次の各号のとおりとする。

- (1) 日 当 8,000 円
- (2) 宿泊手当 18,000 円

- 3 非常勤役員等の交通費は別表 2 及び別表 3 に定める報酬に含まれるものとする。
- 4 前項に掲げるものの他、急行料金を徴する列車を運行する線路による交通の場合には、特別急行列車を運行する線路による交通で片道百キロメートル以上のものに限り次の各号のとおりとする。

- | | | |
|----------|---|---|
| (1) 交通費 | 実 | 費 |
| (2) 宿泊手当 | 実 | 費 |

(公 表)

第 9 条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

- 2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会および評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の議決を得て、理事長が別に定める。

別表1 理事長の月額報酬 業務執行理事の月額報酬 理事の月額報酬

月額報酬	理事長	月額報酬	業務執行理事	月額報酬	理事
1	560,000円	1	530,000円	1	365,000円
2	590,000円	2	550,000円	2	375,000円
3	620,000円	3	570,000円	3	385,000円
4	650,000円	4	590,000円	4	395,000円
5	680,000円	5	610,000円	5	405,000円
6	710,000円	6	630,000円	6	415,000円
7	740,000円	7	650,000円	7	425,000円
8	770,000円	8	670,000円	8	435,000円
9	800,000円	9	690,000円	9	445,000円
10	830,000円	10	710,000円	10	455,000円
11	860,000円	11	730,000円	11	465,000円
12	880,000円	12	740,000円	12	470,000円
13	900,000円	13	750,000円	13	475,000円
14	920,000円	14	760,000円	14	480,000円
15	940,000円	15	770,000円	15	485,000円
16	960,000円	16	780,000円	16	490,000円
17	970,000円	17	785,000円	17	492,500円
18	980,000円	18	790,000円	18	495,000円
19	990,000円	19	795,000円	19	497,500円
20	1,000,000円	20	800,000円	20	500,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

報酬

	報 酬
理 事	22,274 円
評 議 員	22,274 円
入札立合	11,137 円

※1 回の出務に対する額（出張、
研修等を含む）

別表3 監事の報酬

報酬

	報 酬
監事監査	33,411 円
会合出席	22,274 円
入札立合	11,137 円

※1 回の出務に対する額

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。